

入間市建築物耐震改修促進計画

[令和3年度～令和7年度]

令和3年3月

入 間 市

〔 目 次 〕

1	はじめに	1
1-1	計画の概要	1
1-1-1	計画の目的	1
1-1-2	計画策定の背景	1
1-2	被害想定及び他計画との関連性	2
1-2-1	被害想定	2
1-2-2	埼玉県建築物耐震改修促進計画と本計画の関連	3
1-2-3	入間市地域防災計画と本計画の関連	3
1-3	計画の期間	3
1-4	対象建築物	3
2	建築物の耐震化の現状と今後の目標	5
2-1	入間市の耐震化の現状	5
2-1-1	住宅の耐震化	5
2-1-2	多数の者が利用する建築物の耐震化	6
2-1-2-1	市有建築物	7
2-1-2-2	民間建築物	8
2-2	本計画における耐震化の目標	9
3	建築物の耐震化の促進に関する施策	10
3-1	耐震化の促進に向けた取組方針	10
3-2	具体的な施策	10
3-2-1	住宅の耐震化の促進に関する取組	10
3-2-2	多数の者が利用する市有建築物の耐震化の促進に関する取組	11
3-2-3	多数の者が利用する民間建築物の耐震化の促進に関する取組	11
3-2-4	その他の安全対策	12
4	計画を推進するための体制	15
4-1	彩の国既存建築物地震対策協議会	15
4-2	応急危険度判定体制の整備	15

1 はじめに

1-1 計画の概要

1-1-1 計画の目的

入間市建築物耐震改修促進計画(以下「本計画」という。)は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という。)第6条第1項に基づき策定するものです。

本計画は、昭和56年5月31日以前に工事着手し建築された、いわゆる旧耐震基準の既存建築物の耐震化を促進することで、地震発生時の被害を最小限にとどめることを目的とします。

1-1-2 計画策定の背景

本計画の策定に至るまでの主な経過は、表1のとおりです。

表1 本計画策定までの主な経過

年月	経過	備考
昭和56年6月	建築基準法改正	中規模の地震に対してほとんど損傷しないことの検証や、大規模の地震に対して倒壊、崩壊しないことを検証する新耐震基準の導入
平成7年1月	兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)	最大震度7
平成7年10月	耐震改修促進法制定	
平成12年6月	建築基準法改正	木造住宅の接合部の仕様を明示
平成18年1月	耐震改修促進法改正 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の告示(以下「国の基本方針」という)	国の基本方針に基づき、都道府県耐震改修促進計画の策定が規定される
平成19年3月	埼玉県建築物耐震改修促進計画策定	県の平成27年度の耐震化率の目標設定
平成21年3月	入間市建築物耐震改修促進計画策定	市の平成27年度の耐震化率の目標設定
平成23年3月	東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)	最大震度7
平成25年10月	国の基本方針の改正	令和2年までに住宅の耐震化率95%の目標が明示される
平成25年11月	耐震改修促進法改正	大規模な建築物の耐震診断の義務化など、建築物の耐震化の促進に向けた取組が強化される
平成26年3月	埼玉県地域防災計画改正	県の減災目標の設定
平成27年2月	首都直下地震に備える埼玉減災プラン-埼玉県震災対策行動計画-策定	令和2年までに住宅の耐震化率95%の目標を設定

年 月	経 過	備 考
平成27年3月	首都直下地震緊急対策推進基本計画閣議決定	令和2年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率95%の目標が明示される
平成28年3月	国の基本方針の改正	令和7年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標が明示される
	埼玉県建築物耐震改修促進計画改定	県の令和2年度の耐震化率の目標設定
	入間市地域防災計画改訂	市の減災目標の設定
	入間市建築物耐震改修促進計画改定	市の令和2年度の耐震化率の目標設定
平成28年4月	熊本地震	最大震度7（2回記録）
平成29年3月	埼玉県住生活基本計画改定	令和7年度までに耐震性を有しない住宅ストックをおおむね解消する目標を設定
	埼玉県地域強靱化計画策定	令和3年度までに多数の者が利用する民間建築物の耐震化率95%以上とする目標を設定
平成29年7月	埼玉県5か年計画「希望・活躍・うらおいの埼玉」策定	
平成30年6月	大阪府北部地震	最大震度6弱
平成30年12月	国の基本方針の改正	令和7年を目途に耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物をおおむね解消とする目標が明示される
平成31年1月	耐震改修促進法施行令改正	避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について診断義務付けなど、耐震化の促進に向けた取組を強化
令和元年7月	埼玉県建築物耐震改修促進計画一部改定	耐震診断を義務付ける道路を指定
令和3年3月	埼玉県建築物耐震改修促進計画改定	県の令和7年度の耐震化率の目標設定

1-2 被害想定及び他計画との関連性

1-2-1 被害想定

県では、平成24年度から平成25年度にかけて、最新の科学的知見や基礎的データを反映した地震被害想定調査により、東京湾北部地震、茨城県南部地震、元禄型関東地震、深谷断層帯・綾瀬川断層地震（関東平野北西縁断層帯地震）及び立川断層帯地震の5タイプの地震発生を想定し、被害想定を行っています。

このうち、比較的切迫性が高いとされる地震は「東京湾北部地震」であり、本市における震度は5弱から5強と予測されています。

また、入間市地域防災計画では、市内の被害が最も大きい地震として「立川断層帯地震（破壊開始点南）」を選定しており、本市における震度は5強から6強、建物の全壊数は736棟、半壊数は3,511棟、火災による焼失棟数は310棟、死者数は53人、避難者数は6,659人（1週間後）、帰宅困難者数は10,709人と予測しています。

1-2-2 埼玉県建築物耐震改修促進計画と本計画の関連

耐震改修促進法により、市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めることが規定されています。

本市においては、埼玉県建築物耐震改修促進計画に基づき、本計画を策定しています。

1-2-3 入間市地域防災計画と本計画の関連

本市では地震などの災害に対し、迅速かつ的確に対応するため、入間市地域防災計画で事前対策や応急対策などを定めています。

入間市地域防災計画、第2編震災編では、立川断層帯地震（破壊開始点南）の発生を想定した減災目標と対策を表2のように設定しています。

建築物の耐震化は、目標を達成するための対策の一つとして位置付けられています。

表2 減災目標と対策 (入間市地域防災計画より抜粋)

地震被害の減災目標	減災目標値	目標を達成するための対策や項目
① 死者・負傷者を半減させる(50%)	死者数 53人→27人	・建物の耐震化の促進 ・家具類の転倒防止対策の推進 ・自主防災組織、消防団の初期消火力の強化
	負傷者数 641人→321人	
② 1週間後の避難者を半減させる(50%)	避難者数 6,659人→3,330人	・建物の耐震化の促進 ・被災建築物の応急危険度判定体制の強化 ・ライフラインの早期復旧体制の強化
③ ライフラインを60日以内に95%以上復旧する	上下水道復旧	・施設・設備の耐震化 ・設備構成の多重化バックアップ

1-3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

期間中の社会情勢の変化や法令等の改正などに適切に対応するため、定期的に耐震化の進捗や施策の状況を確認し、必要に応じて計画の見直し等を行います。

1-4 対象建築物

本計画で耐震化の目標を設定して取り組む対象とする建築物は、旧耐震基準で建築された以下のものとします。

(1) 住宅

居住世帯のある住宅

(2) 多数の者が利用する建築物

表3に掲げる用途及び規模に該当する建築物

表3 多数の者が利用する建築物一覧

(耐震改修促進法第14条第1号及び同法施行令第6条に規定された用途・規模の建築物)

本計画における 分類	用 途	規模(階数、床面積の両方が下 記の規模以上のものが対象)	
		階数	床面積
学校	幼稚園	2階	500㎡
	小学校等(小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校)	2階	1,000㎡
	学校(小学校等以外の学校)	3階	1,000㎡
病院、診療所	病院、診療所	3階	1,000㎡
劇場、集会場等	劇場、集会場、観覧場、映画館、演芸場、公会堂	3階	1,000㎡
店舗等	展示場	3階	1,000㎡
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	3階	1,000㎡
	遊技場	3階	1,000㎡
	公衆浴場	3階	1,000㎡
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	3階	1,000㎡
	卸売市場	3階	1,000㎡
ホテル、旅館等	ホテル、旅館	3階	1,000㎡
賃貸共同住宅等	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿	3階	1,000㎡
社会福祉施設等	保育所	2階	500㎡
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	2階	1,000㎡
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	2階	1,000㎡
消防庁舎	消防署その他これらに類する公益上必要な建築物	3階	1,000㎡
その他一般庁舎	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物(不特定かつ多数の者が利用するものに限る)	3階	1,000㎡
その他	体育館(一般の公共の用に供されるもの)	1階	1,000㎡
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	3階	1,000㎡
	博物館、美術館、図書館	3階	1,000㎡
	理髪店、質店、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	3階	1,000㎡
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	3階	1,000㎡
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	3階	1,000㎡
	事務所	3階	1,000㎡
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)	3階	1,000㎡

2 建築物の耐震化の現状と今後の目標

2-1 入間市の耐震化の現状

市内における旧耐震基準の住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化状況は、次のとおりです。

2-1-1 住宅の耐震化

住宅の耐震化については、県と市の役割分担のもと、支援制度の創設や所有者への啓発活動などにより促進を図ってきました。

住宅の耐震化率の推移は、表4のとおりです。

表4 住宅の耐震化率の推移

(単位：戸)

集計日	昭和56年5月までの旧耐震基準の住宅		昭和56年6月以降の新耐震基準の住宅	計	耐震化率(%)	
	耐震性なし	耐震性あり				
	a	b	c	d	e=a+d	f=(c+d)/e
平成25年 10月1日	13,920	5,510	8,410	43,520	57,440	90.41%
平成30年 10月1日	11,760	4,800	6,960	47,640	59,400	91.92%
令和2年 3月31日	11,110	4,580	6,530	48,880	59,990	92.37%
令和3年 3月31日	10,680	4,440	6,240	49,710	60,390	92.65%

- ※ 耐震化率の算定：昭和56年5月までに工事に着工した建築物のうち、耐震性があるとされるものと新耐震基準で建築された建築物との合計が、全体に占める割合で算出しました。
- ※ 国の耐震化率の推計方法の見直しに準じて、推計方法の見直しを行っています。
- ※ 平成25年10月1日及び平成30年10月1日の数値については、総務省統計局で公表している「住宅・土地統計調査」を基に算出しました。
- ※ 令和2年3月31日及び令和3年3月31日の数値については、平成25年10月1日から平成30年10月1日の調査結果を基に推計しました。

2-1-2 多数の者が利用する建築物の耐震化

多数の者が利用する建築物については、県と連携し、市有建築物と民間建築物に対してそれぞれ耐震化の促進を図ってきました。

令和2年3月31日時点の多数の者が利用する建築物の耐震化状況は、表5のとおりです。

表5 令和2年3月31日の多数の者が利用する建築物の耐震化率 (単位:棟)

集計日	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物		昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率 (%)	
	耐震性なし	耐震性あり				
	a	b	c	d	e=a+d	f=(c+d)/e
令和2年3月31日	74	20	54	260	334	94.01%

※ 耐震化率の算出においては、市有建築物及び民間建築物を合計しています。

※ 旧耐震基準の建築物で、耐震性が不明なものについては、「耐震性なし」として計上しています。

2-1-2-1 市有建築物

市有建築物については、地震発生時の避難場所など、多くの建物が応急活動の拠点となる重要な施設となることから、耐震化について積極的に取り組んでいます。

令和2年3月31日時点の多数の者が利用する建築物（市有建築物）（以下「多数の者が利用する市有建築物」という。）の耐震化状況は、表6のとおりです。

表6 令和2年3月31日の多数の者が利用する市有建築物の用途別耐震化率

(単位：棟)

用途分類	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物			昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率 (%)
	a	耐震性なし b	耐震性あり c			
学校	20	0	20	31	51	100%
病院・診療所	0	0	0	0	0	—
劇場・集会所等	1	1	0	1	2	50%
店舗	0	0	0	0	0	—
ホテル・旅館等	0	0	0	0	0	—
賃貸共同住宅等	4	0	4	4	8	100%
社会福祉施設等	2	0	2	3	5	100%
消防庁舎	0	0	0	0	0	—
その他一般庁舎	1	1	0	0	1	0%
その他	2	0	2	8	10	100%
合計	30	2	28	47	77	97.40%

2-1-2-2 民間建築物

多数の者が利用する建築物（民間建築物）（以下「多数の者が利用する民間建築物」という。）に対しては、所管行政庁である県と連携して耐震化の促進に取り組んできました。

令和2年3月31日時点の多数の者が利用する民間建築物の耐震化状況は表7のとおりです。

表7 令和2年3月31日の多数の者が利用する民間建築物の用途別耐震化率

(単位：棟)

用途分類	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物			昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率 (%)
	a	耐震性なし b	耐震性あり c			
学校	14	3	11	15	29	89.66%
病院・診療所	4	4	0	10	14	71.43%
劇場・集会所等	0	0	0	2	2	100%
店舗	1	0	1	10	11	100%
ホテル・旅館等	0	0	0	4	4	100%
賃貸共同住宅等	10	5	5	65	75	93.33%
社会福祉施設等	2	0	2	25	27	100%
消防庁舎	0	0	0	0	0	—
その他一般庁舎	0	0	0	0	0	—
その他	13	6	7	82	95	93.68%
合計	44	18	26	213	257	93.00%

※ 旧耐震基準の建築物で、耐震性が不明なものについては、「耐震性なし」として計上しています。

2-2 本計画における耐震化の目標

本計画における、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の目標値は、表8のとおりです。

表8 令和7年度における耐震化の目標

建築物種別	現 状	目 標
	令和元年度* ¹	令和7年度
住 宅	92.37%	95%
多数の者が利用する 市有建築物	97.40%	入間市役所等整備計画 に基づく* ²
多数の者が利用する 民間建築物	93.00%	おおむね解消

*1 令和元年度の数値は、令和2年3月31日（令和元年度末）の数値を記載しています。

*2 耐震化が未実施の市庁舎及び市民会館・中央公民館の耐震化については、入間市役所等整備計画により、令和9年度までに全ての建築物の耐震化を完了する。

3 建築物の耐震化の促進に関する施策

3-1 耐震化の促進に向けた取組方針

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の促進のためには、所有者等が震災対策を自らの問題として認識し、自らの責任において取り組むことが不可欠です。

このことから、所有者の耐震化に対する意識啓発や、耐震化を実施する際に要する費用などの負担軽減は大変重要となります。

本市では県と連携して、耐震化の促進を図るため次のように取り組めます。

3-2 具体的な施策

3-2-1 住宅の耐震化の促進に関する取組

住宅の耐震化の促進については、所有者等の震災対策に対する意識の啓発のための情報提供や、耐震化における負担の軽減等が必要です。

本市では、住宅の耐震診断、耐震改修の促進を図るための施策を積極的に展開しています。

- ・木造住宅の耐震診断・耐震改修等助成制度

既存木造住宅耐震診断・耐震改修等補助制度（耐震改修工事・防災ベッド等）を設け、広く市民に周知し、さらに住宅の耐震化を図ります。

- ・相談窓口の設置及び情報提供

住宅の耐震化に関しての相談窓口を設け、情報提供による意識の啓発や、市民ニーズの把握等の結果を各取り組みに反映させ、耐震化の促進を図ります。

- ・パンフレット等の作成・配布

本市で行っている耐震診断・耐震改修等に関する補助制度等の周知を図るパンフレット等を作成し、市内各所で掲示・配布を行い、耐震化に関する市民の意識向上と補助制度等の周知を行います。

- ・木造住宅の無料簡易耐震診断の実施

木造住宅の無料簡易耐震診断を実施しています。診断方法は、住宅の間取りがわかる図面等をお預かりし、図面をもとに行う机上での簡易な診断です。

3-2-2 多数の者が利用する市有建築物の耐震化の促進に関する取組

- ・多数の者が利用する市有建築物の耐震化の基本方針

多数の者が利用する市有建築物の耐震化については、市庁舎及び市民会館・中央公民館が未実施の状況である。これらの建築物については、入間市役所等整備計画に基づき速やかに完了するよう努めます。

- ・その他の市有建築物

本計画の対象建築物となっていない市有建築物についても、災害活動時の必要性等を考慮し、多数の者が利用する市有建築物の耐震化の考え方に準じて耐震化に努めます。

3-2-3 多数の者が利用する民間建築物の耐震化の促進に関する取組

多数の者が利用する民間建築物の耐震化の促進については、所有者等への意識啓発や負担軽減が重要です。

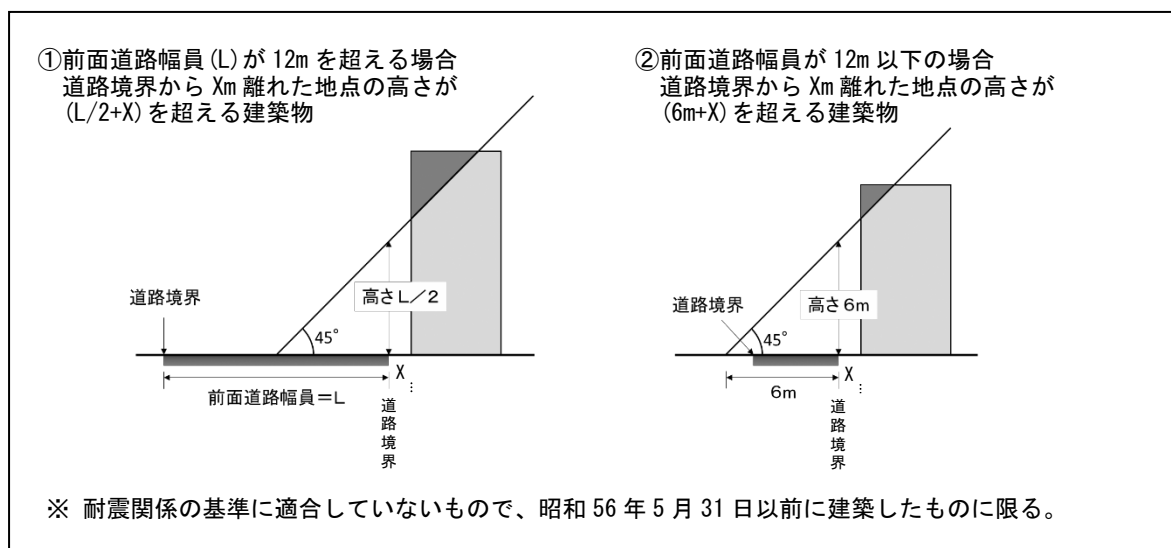
これらの建築物は、多くの市民が日常の生活において利用することから、倒壊した場合、大きな被害が予想されます。

本市では、所管行政庁である県と連携し、建築物の所有者への耐震改修の必要性の啓発をするとともに、県が実施する各種支援・制度等の周知に努めます。

- ・緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化

本市は県と連携を図り、震災時の救命活動や物資輸送を行う際の重要な役割を担う県指定の緊急輸送道路の機能確保のため、倒壊によって道路を閉塞するおそれのある建築物（図1）の耐震化の促進に努めます。

図1 倒壊によって道路を閉塞するおそれのある建築物



3-2-4 その他の安全対策

(1) 耐震化に関する意識啓発及び知識の普及

ア) 防災ハザードマップの作成・配布（危機管理課）

発生のおそれのある地震の概要と地震による揺れやすさの程度、避難所等の防災情報を記載した防災ハザードマップを作成・配布します。これらの情報を周知・共有することにより防災意識の向上や住宅及び建築物の耐震化に関する意識啓発を図ります。

イ) 地域住民・地域組織との連携（危機管理課）

震災その他の地域災害に対し、住民が自主的に防災活動を行うために、地域に密着した自主防災組織の活動支援、育成を図っています。

(2) 安心して耐震診断・耐震改修を行うことができる環境の整備

ア) リフォームにあわせた耐震診断・耐震改修の誘導（開発建築課）

住宅のリフォームやバリアフリーリフォームに関する相談等の機会に、耐震診断・耐震改修に対する情報提供や意識啓発を行います。

イ) 埼玉県マンション居住支援ネットワークの活用（都市計画課）

埼玉県マンション居住支援ネットワークを活用し、マンション管理組合、マンションの所有者や入居者等に適切な情報提供及び普及啓発を行いながら、耐震診断・耐震改修に関する相談に対応します。

(3) 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

ア) 支援制度

- ・埼玉県建築物耐震改修等事業

県の民間建築物を対象とした補助制度の周知を図ります。

イ) 融資制度

次のような融資制度があります。

- ・建築物：金融機関による耐震化融資制度（県内3金融機関）
- ・住宅：住宅金融支援機構によるリフォーム融資（耐震改修工事）

これらの融資制度の周知を図ります。

ウ) 税の特例措置

次のような税の特例措置があります。

- ・住宅：耐震改修に関する所得税、固定資産税の特例措置
- ・住宅：耐震改修に関する住宅ローン減税

これらの税の特例措置の周知を図ります。

エ) その他の支援策の検討（開発建築課）

本市は本計画の目標を達成するため、住宅及び建築物の耐震化に関する支援策の検討に努めます。

(4) 地震時の安全対策

ア) 家具や棚等の固定による安全対策（危機管理課）

地震発生時、建築物の屋内において、家具、タンス、食器棚、書棚、商品棚などが転倒・移動して負傷者が発生することがないように、家具等の転倒防止など、屋内での安全確保の方法等に関する情報提供に努めます。

イ) 窓ガラス、外壁及び天井等の安全対策（開発建築課）

本市では県と連携して、窓ガラスや外壁、天井が落下し、それによって負傷者が発生しないように、落下防止のための安全対策等に関する情報提供に努めます。

ウ) エレベーター等の安全対策（開発建築課）

大地震発生時、エレベーターの閉じ込めやエスカレーターの脱落等が発生する可能性が高くなります。特にエレベーターに閉じ込められた場合、その救助には長い時間を要することもあります。

本市では県と連携して、エレベーター等が設置された建築物の所有者等に対し、地震時のリスクの周知、地震対策の必要性等に関する情報提供に努めます。

エ) ブロック塀等の安全対策（開発建築課）

現行の建築基準法等の規定に適合しない塀や、劣化した塀は地震時に倒壊しやすく、人命に関わる被害が生じることや、道路を塞ぎ通行に支障をきたすことが考えられます。

本市では県と連携して、ブロック塀等の安全性向上に努めます。

オ) 新耐震基準の木造住宅への対応（開発建築課）

平成28年4月に発生した熊本地震においては、新耐震基準の住宅のうち、平成12年5月31日以前に建築されたものについても、倒壊等の被害が確認されました。

本市では県と連携して、必要に応じて新耐震基準以降の既存耐震不適格建築物*³への地震対策の促進に努めます。

* 3 既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第5条第3項第1号に規定される、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で、同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの

カ) 防災ベッド等*⁴の活用（開発建築課）

耐震改修が完了していない旧耐震基準の木造住宅は、地震により倒壊する危険性があるため、生命に関わる被害がでることが考えられます。

本市では、地震により住宅が倒壊しても安全な空間を確保し、命を守ることができるよう、防災ベッド等の活用を促進します。

キ) 土砂災害対策（危機管理課）

地震に伴うがけ崩れ等が発生した場合、建築物への大きな被害が想定されることから、土砂災害対策は重要と考えられます。

本市では県と連携して、土砂災害対策等に関する情報提供に努めます。

ク) 建築物の大雪対策（開発建築課）

平成26年の大雪時には、市内でも多大な被害が発生しました。

本市では県と連携して、法改正や各種制度通知など、国の動向に注視し、建築物の大雪対策に関する情報提供に努めます。

ケ) 特定優良賃貸住宅の空き家活用（都市計画課）

県では、住宅の耐震改修工事を実施する際、工事期間中に仮住まいが必要となる「特定入居者」に対し、特定優良賃貸住宅の空き家を賃貸することができることとしています。

本市では、これらの情報提供に努め、耐震改修時の負担軽減を図ります。

コ) 地震保険の加入率向上（開発建築課）

大規模な地震災害発生後の復旧を速やかに図るためには、地震保険の活用は大変効果があります。令和元年度の地震保険の加入率は、全国平均で約33.1%、埼玉県の加入率が約32.7%となっています*⁵。

本市では県と連携して、地震保険の加入率向上のため、地震保険に関する情報提供に努めます。

* 4 地震発生時に、居住している住宅の倒壊から自らの命を守るための機能を有するベッド又はベッドの枠

* 5 損害保険料率算出機構統計集

4 計画を推進するための体制

県、県内市町村及び建築関係団体は、連携して建築物の耐震化の促進を図るための体制づくりを行っています。

4-1 彩の国既存建築物地震対策協議会

県では住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の促進を図ることを目的として、県内市町村及び建築関連団体で構成される「彩の国既存建築物地震対策協議会」を創設し、会員相互の綿密な連携を図っています。

本市も、当協議会の趣旨に賛同し、会員となっています。

4-2 応急危険度判定体制の整備

応急危険度判定士制度は、平成4年に発足し、平成7年の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）で初めて判定活動が実施されました。

本市では、多くの建築物が被災した際の余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害の防止や市民の安全の確保を図るため、平成14年11月に被災建築物応急危険度判定要綱を定め、災害発生時の的確な応急危険度判定活動ができる体制整備に努めています。